

埼玉県秩父郡横瀬町議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 政治倫理条例の制定経過後の議会運営

平成19年5月31日招集の全員協議会において、政治倫理条例制定に関し提案があり、全員の賛成のもとに条例制定の方向で意見の一致を見て、16回の作業部会、5回の全員協議会の審議を経て、平成20年第3回臨時会で可決制定している。

こうしたことから条例制定の経過を踏まえ、全員協議の場の話し合いをもって、各案件について、解決を図ってきている。

(2) 常任委員会による所管事務調査等の実施

常任委員会は、総務文教厚生委員会及び産業建設委員会を設置している。両委員会は、所管事務調査を概ね年4回ほど実施し、事務事業等について担当課に説明を求めるほか、必要に応じ現地に出かけ、その現状把握に努めている。

こうした委員会活動を通じて、議会として町の政策づくりに寄与するだけでなく、執行側の政策に対しても監視機能を十分発揮してきている。

2 住民に開かれた議会

(1) 議会だよりの発行

議員12人のうち、議員6人による議会だより編集委員会を組織し、分かり易い紙面づくりを心がけて、原稿書きから編集までを手作りで行っている。

議会だよりは、定例会後その翌月に発行できるよう時間短縮を心がけ、全世帯に配布している。

(2) 町ホームページの活用

町ホームページ内に議会部分を設け、アクセスしやすくしている。

ホームページ内では、議会の概要、傍聴のほか特に過去の議会だよりを3年間分をさらに、議事録を2年間分を掲載し、情報公開に努めている。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

(1) 震災がれき（木くず）受け入れを促す決議の実施

埼玉県の要請を受けて、町内のセメント工場で焼却できるよう議会決議により、実施するにいたった。

東日本大震災で発生した、災害廃棄物の受け入れには、全国自治体は二の足を踏み、東京都以外は、なかなか実施にいたっていなかった。

埼玉県では、大規模なセメント工場が3施設あり、そのうち、当町のセメント工場での焼却を要請されていた。当町では、一早く受け入れを表明することができた。この間、議会では、臨時議会を開催し、「東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議」を採択。この結果、町に町民の理解と協力が得られるように、善処と安心・安全が確認されたがれきを積極的に受け入れるよう要請し、実施にこぎつけた。

（2）議員による被災地 福島県、岩手県の自治体の特産品販売イベントでの支援被災地 福島県川内村、岩手県野田村の特産物を「よこぜまつり」イベント会場でPRと販売を行った。

実施には、議員有志が中心となり、少しでも被災地支援に繋がればとの思いに当会場では「みんな元気！東北物産キャンペーン」と題した両村の支援活動を行った。